

# 令和7年1月からの申告書等の控えへの 收受日付印の押なつについて

## 1 申告書等の正本（提出用）の提出について

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。

書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いいたします。

申告書等の控えへ收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

## 2 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について

### ○ e-Tax による申告・申請手続

e-Tax で申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。また、受信通知から電子申請等証明書の交付を請求することもできます。なお、個人の利用者が受信通知の内容を確認する場合、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です。

### ○ 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンから e-Tax を利用して PDF ファイルを無料で取得することができます。なお、利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。

### ○ 保有個人情報の開示請求

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます（写しの交付の場合は1か月程度かかります）。手数料は300円（オンライン申請の場合は200円）です。保有個人情報の開示請求について、e-Tax を利用したオンライン請求及び手数料の電子納付をすることができます。

## ○ 税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

## ○ 納税証明書の交付請求

納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得することができます。手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。納税証明書の交付請求について、e-Taxを利用したオンライン請求及び手数料の電子納付をすることができます。

令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。郵送等により申告書等を提出する際に、「返信用封筒」と「申告書等の控え」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様のリーフレットを同封して返送いたします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局、税務署に提出される全ての文書をいいます。

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q&A（国税庁ホームページ）  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/pdf/0023001-078.pdf>